

# 練馬区立向山小学校「学校いじめ防止基本方針」

## 1 本校の基本方針

- ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないものである。
- ・いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害児童の側に寄り添い、解決を目指す。
- ・いじめはどの学級でも起こり得るとの認識に立ち、担任一人で解決するのではなく、全教職員が共通理解のもと、組織で対応する。

## 2 対策方針の基本的な考え方

- ・全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのはまず学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導にあたるようにする。
- ・いじめの未然防止や早期発見に向け、教育相談体制、校(園)種間の連携、保護者・地域との情報の共有等、従来の取組内容を見直し、実効性のある取組を行う。
- ・いじめが発生した場合は、早期解決に向け、教育委員会との連携を強化するとともに、専門家等の関係諸機関との連携を取れる体制を作る。

## 3 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

- ① いじめ防止基本方針の策定
  - 具体的な取組や年間計画の策定・実行等について
    - ・毎月のいじめに関するアンケートやふれあい月間時の取組調査の実施、またいじめ防止に向けた学校全体、各学級での指導を行う。
    - ・年度当初と中間期において生活指導全体会をもち、各学級の配慮を要する児童の共通理解を図る。
    - ・夏季休業中に特別支援に関する研修会を行い、いじめ防止や要配慮児童への指導の在り方等の研鑽を深める。
    - ・毎週金曜日に生活指導夕会を行い、校内の生活指導上の課題や要配慮児童への共通理解を深める。
- ② 組織の設置
  - いじめ防止対策のための組織の設置
    - ・「向山小学校いじめ対策推進委員会」を組織し、いじめ問題に組織的に対応できるようにする。
    - ・校長は、「いじめ対策推進委員」を指名する。推進委員は、校長、副校長、いじめ不登校対応推進教員、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、生活指導部低・中・高・専から各1名(役割を兼務している場合あり)とし、必要に応じて、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員が入る。
  - 重大事態への対応を行うための組織の設置
    - ・重大事態が発生した場合は当該重大事態に適切に対処するため組織を早急に設ける。メンバーは「向山小学校いじめ対策委員会」に発生した事態の性質に応じて適切な専門家を加える。

### (2) いじめの防止

- ① 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成
  - ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。また、その中で人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような、互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
  - ・児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力を育むため、読書活動の充実や表現活動を取り入れた教育活動を推進する。また、筋道立てた思考力や科学的な知識も正しい判断力へつながるとの立場から、全ての教科での学習がいじめ防止につながるとの認識をもち、指導にあたる。
  - ・生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然とふれあう活動や宿泊行事等の体験的活動を充実させる。
  - ・児童が学習場面で活躍できるよう授業改善に努め、自分が認められていることや自分を大切にされていると感じられるようにする。また、係活動・クラブ活動・委員会活動・縦割り班活動等でも自分が必要とされていると実感できるようにし、自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を充実させる。
  - ・外部人材の協力も得ながら発達段階に応じた情報モラル教育を行い、適切にネット社会と関わっていけるような態度を育てる
- ② 児童の主體的な活動の促進
  - 児童会の活動
    - ・児童会や各学級が主体となったあいさつ運動を年間通じて行い、いつでも・どこでも・だれとでも気持ちのいいあいさつができる児童を育てる。
  - 「いじめ」防止・克服に向けた取組
    - ・11月のふれあい月間中の区がいじめ防止・克服に向けた取組に参加し、いじめ標語・いじめ防止シンボルマーク、いじめ防止ポスター等を作成する。
- ③ 教職員の指導力の向上
  - ・校内研修を充実させ、いじめ問題に対する正しい理解を深めたり、カウンセリング能力の向上に努めたりする。
  - ・体罰や教職員の言動もいじめの要因になり得るとの認識に立ち、体罰禁止の徹底や教職員の人権意識の向上を目指す。
  - ・ネット社会における問題や有害情報への対処の仕方を理解するなど、研修を通して情報セキュリティに関する知識・技能を身に付ける。

### (3) いじめの早期発見・早期対応

- ① 定期的ないじめの実態把握

- ・朝の出席確認の際に一人一人の様子を把握したり、クラスの児童に一日一声をかけたりして、児童の些細な変化を見逃さないようにする。また、休み時間も可能な限り児童とともに過ごし、児童の様子を把握できるようにする。
  - ・毎月、生活アンケートや聞き取りを行い、実態を常に把握できるようにする。ふれあい月間(6月、10月、2月)は「いじめアンケート」を実施する。
- ② 教育相談の充実
- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員による相談以外にも、教職員による「にこにこ相談日」を月1回設定し、児童が悩みを相談できる機会を増やす。
  - ・児童とスクールカウンセラーとの関わりの場を設定するため、5年生との全員面接を行い、教職員への助言等につなげる。
- ③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進
- ・学校便り等を活用して、いじめ防止に関する取組や豊かな心の育成に向けた実践等を積極的に保護者・地域に発信する。
  - ・保護者会や学校運営委員会等を活用して、校外におけるいじめに関する情報を収集し、情報の共有を図るとともに指導に活かす。

#### (4)いじめへの対処

- ① いじめられる側の児童への支援
- ・いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取りながら、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
  - ・児童の個人情報の取扱いやプライバシーに十分留意し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。
  - ・迅速に保護者に事実関係を報告し、いじめられる側の安全確保に努め、今後の不安を除去するための対応を説明する。
- ② いじめる側の児童への支援
- ・教育的配慮のもと、全教職員が毅然とした態度で指導にあたり、必要に応じて別室指導等の個別の働きかけを行う。
  - ・いじめの背景にも目を向け、いじめる側の児童の健全な人格の発達に配慮しながら、組織的に継続的な観察や指導を行い、状況に応じて必要な支援を実施する。
  - ・保護者に状況を伝え、以後の対応を適切に行うために保護者の協力を求め、保護者とともに人格の成長を主とした再発防止につなげる教育活動を行う。
- ③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導
- ・見て見ぬふりやいじめの助長につながる行為はいじめていることと同じであることを理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつよう伝える。
  - ・いじめを知らせた児童に対しては、安全を守り通すことを伝えるとともに、組織として情報の共有を行い、見守りや声かけを行う。
- ④ 学校組織全体でのいじめへの対処
- ・平素からいじめへの対応について共通理解を図り、組織的に対応していく意識を構築する。
  - ・いじめであるかどうかの判断は組織的に行い、いじめと認知した場合は「向山小学校いじめ対策委員会」が迅速に会議を行い、情報の共有、教職員の役割分担、今後の対応を検討する。
  - ・いじめの疑いがある場合や解決したと思われる場合も安易な判断は避け、長期的な見守りを行う。
- ⑤ 重大事態への対処
- ・重大事態が発生した場合は直ちに教育委員会に報告し、指導のもとに対処を行う。
  - ・重大事態の性質に応じた専門家を加えた組織を迅速に立ち上げ、対応にあたる。
  - ・最悪の事態を避けるため、中断なく被害児童の見守り体制を構築するほか、児童が帰宅後の様子も積極的に収集する。
- ⑥ インターネット上のいじめへの対応
- ・「SNS学校ルール」を示し、トラブルの未然防止に努めるとともに、各家庭における主体的なルール作りを推進する。
  - ・公開の掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報が公開された場合は、短時間で被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し、必要に応じて警察等に相談・通報し援助・助言を求めながら、削除依頼などの適切な措置を慎重に行う。
  - ・インターネット上でいじめを行った児童には、個人情報に関する書き込みや発信等は重大な人権侵害であり、犯罪に当たることを指導する。
- ⑦ 校(園)種間および関係機関との一層の連携
- ・新1年生の入学時、及び6年生の卒業時には校種間でいじめに関する情報連携を行う。
  - ・いじめの要因は様々であることから、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブ、ひろば、児童相談所等との情報共有を行う。

#### (5)学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- ・定期的ないじめの調査から課題を洗い出し、計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ・「向山小学校いじめ対策委員会」は学校の実情に即して、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを点検し、必要に応じて見直す。
- ・教職員や保護者等による学校評価において、学校がいじめに対する組織的で迅速かつ適切な対応の状況を定期的に評価し、その結果を基に改善を図る。

## 4 付則

この練馬区立向山小学校「学校いじめ防止基本方針」は平成26年3月1日から施行する。